

山梨県公報

第七百六十六号

平成十九年

六月七日

木曜日

目次

告示

県営土地改良事業の完了(四件)……………四二一

道路の区域変更(三件)……………四二一

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件)……………四二二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四二六

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………四二六

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止……………四二二

介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退……………四二三

国土調査の成果の認証……………四二三

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四二三

公安委員会

警備員指導教育責任者講習の実施について……………四二三

告示

山梨県告示第二百二十二号

県営土地改良事業(早川地区中山間地域総合整備)の工事は、平成十三年三月三十一日をもって完了した。

平成十九年六月七日

山梨県知事

横内正明

山梨県告示第二百二十三号

県営土地改良事業(下部地区中山間地域総合農地防災)の工事は、平成十五年三月三十一日をもって完了した。

平成十九年六月七日

山梨県知事

横内正明

山梨県告示第二百二十四号

県営土地改良事業(大原地区一般農道整備)の工事は、平成十五年三月三十一日をもって完了した。

平成十九年六月七日

山梨県知事

横内正明

山梨県告示第二百二十五号

県営土地改良事業(鵜沢地区中山間地域総合整備)の工事は、平成十六年三月三十一日をもって完了した。

平成十九年六月七日

山梨県知事

横内正明

山梨県告示第二百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年六月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年六月七日

山梨県知事

横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
甲府市国母五丁目一七二番の一地从先から 甲府市国母五丁目一七二七番地先まで	旧	新	一六・五 _〇	四三・〇
	新	旧	一六・五 _〇	四三・〇

山梨県告示第二百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成十九年六月二十八日まで一般の縦覧に供する。
平成十九年六月七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 横手日野春停車場線
- 三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		の別		
北杜市武川町大字三吹字柳川原二二四三番の五一地从先から 北杜市武川町大字三吹字柳川原二二四三番の四地先まで	旧	六・四 九・〇		九三・九
	新	二二・三 二二・二		

山梨県告示第二百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年六月二十八日まで一般の縦覧に供する。
平成十九年六月七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上黒駒石和線
- 三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		の別		
笛吹市大字御坂町上黒駒字松ノ木田三三三番の二地先から 笛吹市大字御坂町上黒駒字松ノ木田三三三番の二地先まで	旧	四・九 七・六		五九・六
	新	四・五 四・八		

山梨県告示第二百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年六月七日

山梨県知事 横内正明

- 一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
山梨市	室伏 古屋敷地 成沢の2 成沢の2 成沢の2 室伏 室伏 室伏 大沢川 大沢川 明神沢	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 土石流 土石流 土石流	次の図のとおり (図面省略)

- 二 土砂災害特別警戒区域

四・八

山梨市									市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
明神沢	大沢川 2	大沢川 1	室伏沢	室伏	成沢 の2 2	成沢 の2 1	古屋敷地	室伏	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		

山梨県告示第二百三十号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成十九年六月七日

一 土砂災害警戒区域
 山梨県知事 横 内 正 明

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
------	-------------	---------------------	-------------

甲州市
 次の図のとおり
(図面省略)

水野田の3	水野田の4	丸林の4	水野田1	水野田2	水野田3	丸林の1	丸林の5 1	丸林の5 2	西久保1	西久保2	西久保3	西久保4	宮本	居村1	居村2	居村3	居村4	西野原
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

竹森 の 4	久保平	横吹 の 3 2	横吹 の 3 1	横吹 の 2	横吹	鶴瀬	西野原	日影 の 2	居村	日影	丸林	水野田の 2	上川久保	横吹 2	横吹 1	長垣・長垣	鶴瀬の 2	鶴瀬	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

甲州市	水野田の 3	市町村名 土砂災害特別警戒 区域の名称	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	二 土砂災害特別警戒区域																									
				急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 (次図のとおり (図面省略))	山沢	白沢	洞沢	入の沢	とつみょう窪	宝沢	白蛇沢	金久保沢	西の久保沢	徳波沢	八窪沢	第二八窪沢	観音沢 2	観音沢 1	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

鶴瀬	西野原	居村 4	居村 3	居村 2	居村 1	宮本	西久保 4	西久保 3	西久保 2	西久保 1	丸林の 5 2	丸林の 5 1	丸林の 1	水野田 3	水野田 2	水野田 1	丸林の 4	水野田の 4
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

八窪沢	観音沢 2	竹森 の 4	横吹 の 3 2	横吹 の 3 1	横吹 の 2	横吹	鶴瀬	西野原	日影 の 2	居村	日影	丸林	水野田の 2	上川久保	横吹 2	横吹 1	長垣・長垣	鶴瀬の 2
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

徳波沢	土石流
金久保沢	土石流
白蛇沢	土石流
宝沢	土石流
入の沢	土石流
洞沢	土石流
白沢	土石流
山沢	土石流

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年五月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 NPO法人山梨・山の会
 - 2 代表者の氏名 森英雄
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市丸の内二丁目十九番八号MKビル三F 関本立美法律事務所内
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、広く市民の方々に対して、登山に関する知識・技術の指導等と併せて、自然環境の保全に関する事業等を中心に行い、登山の普及振興、遭難事故防止、

登山環境の改善等に寄与することを目的とする。
三 縦覧期間 平成十九年五月二十九日から同年七月二十八日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成十九年六月七日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	指定年月日
清水医院	甲府市大里町 二九四〇番地	一九一〇一一五 三一八	訪問看護（みなし）	平成十九年四月一日
清水医院	甲府市大里町 二九四〇番地	一九一〇一一五 三一八	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十九年四月一日
清水医院	甲府市大里町 二九四〇番地	一九一〇一一五 三一八	居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年四月一日
清水医院	甲府市大里町 二九四〇番地	一九一〇一一五 三一八	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年四月一日
清水医院	甲府市大里町 二九四〇番地	一九一〇一一五 三一八	介護予防訪問看護（みなし）	平成十九年四月一日
清水医院	甲府市大里町 二九四〇番地	一九一〇一一五 三一八	介護予防訪問リハビリテーション（みなし）	平成十九年四月一日
医療法人陽明 会小林医院	甲府市小瀬町 三番地四	一九一〇一一五 三三四	訪問看護（みなし）	平成十九年四月一日

医療法人陽明 会小林医院	甲府市小瀬町 三番地四	一九一〇二一五 三三四	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十九年四月 一日
医療法人陽明 会小林医院	甲府市小瀬町 三番地四	一九一〇二一五 三三四	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十九年四月 一日
医療法人陽明 会小林医院	甲府市小瀬町 三番地四	一九一〇二一五 三三四	介護予防訪問看 護(みなし)	平成十九年四月 一日
医療法人陽明 会小林医院	甲府市小瀬町 三番地四	一九一〇二一五 三三四	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)	平成十九年四月 一日
中沢クリニッ ク	甲斐市竜王三 〇九一番地一	一九一七二〇 五二二	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十九年四月 一日
おの整形外科 クリニック	笛吹市石和町 松本一〇六〇 番地	一九一八二〇 四三八	訪問看護(みな し)	平成十九年四月 一日
おの整形外科 クリニック	笛吹市石和町 松本一〇六〇 番地	一九一八二〇 四三八	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十九年四月 一日
おの整形外科 クリニック	笛吹市石和町 松本一〇六〇 番地	一九一八二〇 四三八	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十九年四月 一日
おの整形外科 クリニック	笛吹市石和町 松本一〇六〇 番地	一九一八二〇 四三八	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)	平成十九年四月 一日

おの整形外科 クリニック	笛吹市石和町 松本一〇六〇 番地	一九一八二〇 四三八	介護予防訪問看 護(みなし)	平成十九年四月 一日
おの整形外科 クリニック	笛吹市石和町 松本一〇六〇 番地	一九一八二〇 四三八	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)	平成十九年四月 一日
医療法人つば さシライ矯正 歯科クリニッ ク	大月市大月一 丁目一三番三 〇号	一九三二四二〇 三八三	訪問看護(みな し)	平成十九年四月 一日
医療法人つば さシライ矯正 歯科クリニッ ク	大月市大月一 丁目一三番三 〇号	一九三二四二〇 三八三	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十九年四月 一日
医療法人つば さシライ矯正 歯科クリニッ ク	大月市大月一 丁目一三番三 〇号	一九三二四二〇 三八三	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十九年四月 一日
医療法人つば さシライ矯正 歯科クリニッ ク	大月市大月一 丁目一三番三 〇号	一九三二四二〇 三八三	介護予防訪問看 護(みなし)	平成十九年四月 一日
医療法人つば さシライ矯正 歯科クリニッ ク	大月市大月一 丁目一三番三 〇号	一九三二四二〇 三八三	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)	平成十九年四月 一日

中富デイサービスセンター	南巨摩郡身延町切石一七番地一	一九七〇七〇〇 八四三	通所介護	平成十九年四月一日
中富デイサービスセンター	南巨摩郡身延町切石一七番地一	一九七〇七〇〇 八四三	介護予防通所介護	平成十九年四月一日
特定非営利活動法人介護屋さわみ居宅介護支援事業所しもべ	南巨摩郡身延町市之瀬九九番地	一九七〇七〇〇 八九二	居宅介護支援	平成十九年四月一日
特別養護老人ホーム田富荘	中央市西花輪四九九番地	一九七〇八〇〇 一一四	介護予防短期入所生活介護	平成十九年四月一日
田富荘デイサービスセンター	中央市西花輪四九九番地	一九七〇八〇〇 一一四	介護予防通所介護	平成十九年四月一日
田富荘北デイサービスセンター	中央市山之神九一二番地	一九七〇八〇〇 八九〇	介護予防通所介護	平成十九年四月一日
忍野村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	南都留郡忍野村忍草一四四番地一	一九七一一三〇〇 四六〇	居宅介護支援	平成十九年四月一日
ゆめみどり居宅介護支援事業所	甲斐市玉川一七〇〇番地一	一九七二七〇〇 二四八	居宅介護支援	平成十九年四月一日
ゆめみどりデイサービスセンター	甲斐市玉川一七〇〇番地一	一九七二七〇〇 二五五	通所介護	平成十九年四月一日

ゆめみどりデイサービスセンター	甲斐市玉川一七〇〇番地一	一九七二七〇〇 二五五	介護予防通所介護	平成十九年四月一日
エレガローザイサワ居宅介護支援センター	笛吹市石和町松本二六二番地	一九七二八〇〇 三九四	居宅介護支援	平成十九年四月一日
シルクの里ヘルパーステーション	中央市大鳥居三七三八番地一	一九七三三〇〇 〇一四	介護予防訪問介護	平成十九年四月一日
シルクの里デイサービスセンター	中央市大鳥居三七三八番地一	一九七三三〇〇 〇一四	介護予防通所介護	平成十九年四月一日
すみれ薬局白州店	北杜市白州町白須一三四五番地	一九四一九一〇 一三三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年四月三日
すみれ薬局白州店	北杜市白州町白須一三四五番地	一九四一九一〇 一三三	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年四月三日
おさだクリニツク	甲府市下飯田二丁目四番六号	一九一〇一〇五 三四三	訪問看護(みなし)	平成十九年四月五日
おさだクリニツク	甲府市下飯田二丁目四番六号	一九一〇一〇五 三四三	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十九年四月五日
おさだクリニツク	甲府市下飯田二丁目四番六号	一九一〇一〇五 三四三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年四月五日

おさだクリニ ツク	甲府市下飯田 二丁目四番六 号	一九二〇一〇五 三四三	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十九年四月 五日
おさだクリニ ツク	甲府市下飯田 二丁目四番六 号	一九二〇一〇五 三四三	介護予防訪問看 護（みなし）	平成十九年四月 五日
おさだクリニ ツク	甲府市下飯田 二丁目四番六 号	一九二〇一〇五 三四三	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン（みなし）	平成十九年四月 五日
有限会社みや びみやび甲府 薬局	甲府市下飯田 二丁目三番三 号	一九四〇一三 二六七	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十九年四月 五日
有限会社みや びみやび甲府 薬局	甲府市下飯田 二丁目三番三 号	一九四〇一三 二六七	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十九年四月 五日
特別養護老人 ホーム福寿荘 きらきら	南巨摩郡増穂 町最勝寺一三 〇七番地一	一九七〇七〇〇 九〇〇	介護老人福祉施 設	平成十九年四月 九日
デイサービス センターきら きら	南巨摩郡増穂 町最勝寺一三 〇七番地一	一九七〇七〇〇 九一八	通所介護	平成十九年四月 九日
介護予防デイ サービスセン ターきらきら	南巨摩郡増穂 町最勝寺一三 〇七番地一	一九七〇七〇〇 九一八	介護予防通所介 護	平成十九年四月 九日
訪問介護事業 所福寿荘	南巨摩郡増穂 町最勝寺一三 〇七番地一	一九七〇七〇〇 九二六	訪問介護	平成十九年四月 九日
介護予防訪問 介護	南巨摩郡増穂 町最勝寺一三 〇七番地一	一九七〇七〇〇	介護予防訪問介 護	平成十九年四月 九日

介護事業所福 寿荘	町最勝寺一三 〇七番地一	九二六	護	九日
甲州リハビリ テーション病 院居宅介護支 援事業所	笛吹市石和町 四日市場二〇 三一番地	一九七二八〇〇 四〇二	居宅介護支援	平成十九年四月 十一日
かじかサポー ト	南巨摩郡身延 町身延三六三 七番地	一九七〇七〇〇 九三四	居宅介護支援	平成十九年四月 十五日
メロディー調 剤薬局	甲州市塩山上 井尻一四一八 番地	一九四三二一〇 一一一	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十九年四月 十六日
メロディー調 剤薬局	甲州市塩山上 井尻一四一八 番地	一九四三二一〇 一一一	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十九年四月 十六日
小館クリニッ ク	南都留郡富士 河口湖町船津 七四四五番地 二	一九一三三〇〇 七九四	訪問看護（みな し）	平成十九年四月 十九日
小館クリニッ ク	南都留郡富士 河口湖町船津 七四四五番地 二	一九一三三〇〇 七九四	訪問リハビリテ ーション（みな し）	平成十九年四月 十九日
小館クリニッ ク	南都留郡富士 河口湖町船津 七四四五番地 二	一九一三三〇〇 七九四	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十九年四月 十九日
小館クリニッ ク	南都留郡富士 河口湖町船津 七四四五番地 二	一九一三三〇〇 七九四	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十九年四月 十九日

小館クリニツク	南都留郡富士河口湖町船津七四四五番地二	一九一三〇〇七九四	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年四月十九日
小館クリニツク	南都留郡富士河口湖町船津七四四五番地二	一九一三〇〇七九四	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年四月十九日
小館クリニツク	南都留郡富士河口湖町船津七四四五番地二	一九一三〇〇七九四	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年四月十九日
小館クリニツク	南都留郡富士河口湖町船津七四四五番地二	一九一三〇〇七九四	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年四月十九日
小館クリニツク	南都留郡富士河口湖町船津七四四五番地二	一九一三〇〇七九四	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年四月十九日
小館クリニツク	南都留郡富士河口湖町船津七四四五番地二	一九一三〇〇七九四	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年四月十九日
小館クリニツク	南都留郡富士河口湖町船津七四四五番地二	一九一三〇〇七九四	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年四月十九日
小館クリニツク	南都留郡富士河口湖町船津七四四五番地二	一九一三〇〇七九四	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年四月十九日
小館クリニツク	南都留郡富士河口湖町船津七四四五番地二	一九一三〇〇七九四	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年四月十九日
小館クリニツク	南都留郡富士河口湖町船津七四四五番地二	一九一三〇〇七九四	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年四月十九日

ホクト薬局葑崎	葑崎市本町三丁目九番四号	一九四〇九一〇二六六	居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年四月二十五日
ホクト薬局葑崎	葑崎市本町三丁目九番四号	一九四〇九一〇二六六	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年四月二十五日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条、第八十二条及び第百十五条の五の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業等の廃止の届出があった。

平成十九年六月七日

山梨県知事 横内 正明

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	廃止年月日
市川三郷町デイスター	西八代郡市川三郷町市川大門四一六番地	一九七〇六〇〇三六五	通所介護	平成十九年四月一日
市川三郷町デイスター	西八代郡市川三郷町市川大門四一六番地	一九七〇六〇〇三六五	介護予防通所介護	平成十九年四月一日
三羽医院	甲府市音羽町四番地一六	一九一〇二二四六一八	訪問看護(みなし)	平成十九年四月三十日
三羽医院	甲府市音羽町四番地一六	一九一〇二二四六一八	居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年四月三十日
三羽医院	甲府市音羽町四番地一六	一九一〇二二四六一八	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年四月三十日

三羽医院	甲府市音羽町 四番地一六	一九〇二一四 六一八	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年四月 三十日
医療法人銀門 会甲州リハビリテーション 病院	笛吹市石和町 四日市場二〇 三一番地	一九一八二〇 一一五	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十九年四月 三十日
医療法人銀門 会甲州リハビリテーション 病院	笛吹市石和町 四日市場二〇 三一番地	一九一八二〇 一一五	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十九年四月 三十日
古屋総合薬局	山梨市上神内 川一八二番 地	一九四〇二二〇 二七九	居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年四月 三十日
古屋総合薬局	山梨市上神内 川一八二番 地	一九四〇二二〇 二七九	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年四月 三十日
デイサービス センターヴィ レッタ甲府	甲府市下飯田 二丁目二番三 〇号	一九七〇二〇二 一一三	通所介護	平成十九年四月 三十日
シヨートステ イヴィレッタ 甲府	甲府市下飯田 二丁目二番三 〇号	一九七〇二〇二 一一三	短期入所生活介護	平成十九年四月 三十日
シヨートステ イヴィレッタ 甲府	甲府市下飯田 二丁目二番三 〇号	一九七〇二〇二 一一三	介護予防短期入所生活介護	平成十九年四月 三十日
居宅介護支援 事業所ヴィレ ッタ甲府	甲府市下飯田 二丁目二番三 〇号	一九七〇二〇二 一一三	居宅介護支援	平成十九年四月 三十日

名 称	所在地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	辞退年月日
指定介護療養 型医療施設ほ 北杜市明野町 上手五二〇番 三〇〇	北杜市明野町 上手五二〇番 三〇〇	一九七二〇〇〇 三〇〇	介護療養型医療 施設	平成十九年四月 三十日
名 称	所在地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	辞退年月日
デイサービス センターヴィ レッタ甲府	甲府市下飯田 二丁目二番三 〇号	一九七〇二〇二 一一三	介護予防通所介 護	平成十九年四月 三十日
医療法人静正 会三井クリニ ック居宅介護 支援事業所	甲斐市宇津谷 四〇三六番地	一九七二〇〇〇 二八四	居宅介護支援	平成十九年四月 三十日
指定介護療養 型医療施設ほ くと診療所	北杜市明野町 上手五二〇番 地	一九七二〇〇〇 三〇〇	短期入所療養介 護(みなし)	平成十九年四月 三十日
指定介護療養 型医療施設ほ くと診療所	北杜市明野町 上手五二〇番 地	一九七二〇〇〇 三〇〇	介護予防短期入 所療養介護(み なし)	平成十九年四月 三十日
デイサービス 夏目原七五〇 番地一	笛吹市御坂町 夏目原七五〇 番地一	一九七二八〇〇 三一一	通所介護	平成十九年四月 三十日
デイサービス 夏目原七五〇 番地一	笛吹市御坂町 夏目原七五〇 番地一	一九七二八〇〇 三一一	介護予防通所介 護	平成十九年四月 三十日

● 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一一三条の規定により、次の指定介護療
 養型医療施設から指定介護療養型医療施設の辞退の届出があった。
 平成十九年六月七日
 山梨県知事 横 内 正 明

くと診療所 地

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十九年六月七日

山梨県知事 横内 正 明

一 調査を行った者の名称

甲斐市及び忍野村

二 調査を行った時期

甲斐市 平成十七年十一月一日から平成十八年三月十六日まで

忍野村 平成十二年七月二十五日から平成十三年三月二十六日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

甲斐市大字下福沢の一部地区

忍野村大字忍草の一部地区

五 認証年月日

平成十九年五月十四日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十九年六月七日

山梨県知事 横内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町上河東字横田一二七三の二、一二七三の四、一二七三の五、一二七

三の六、一二七三の七、一二七三の八、一二七三の九及び一二七三の一〇の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
---------	--------

道路 ゴミ置き場	次の図のとおり
-------------	---------

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市幸町九番三十二号 小口マタイ株式会社 代表取締役 小口博

公安委員会

● 警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成十九年六月七日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田 美枝

一 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

1 区分及び実施日時

（一）法第二條第一項第一号に規定する警備業務

平成十九年七月十日（火）から同月二十日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日及び十七日を除く。）の午前九時から午後五時まで。ただし、二十日は午前九時

から午後六時までとする。

（二）法第二條第一項第二号に規定する警備業務

平成十九年九月四日（火）から同月十一日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで。

（三）法第二條第一項第三号に規定する警備業務

平成十九年十月二十四日（水）から同月三十一日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで。

2 実施場所

甲府市宝一丁目二番二〇号 山梨県農業共済会館二階研修室

三 受講定員

各三十人

三 受講対象者

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年

以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「一級検定」という。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「二級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

四 受講手続

1 事前申込手続

(一) 事前申込みの方法

受講を希望する者は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話〇五五 二二七 七八三〇）あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得すること（電話一本につき一人の受付とし、受付専用電話以外での受付は行わない。）。

(二) 事前申込受付期間

次に掲げる警備業務の区分ごとに行う。

なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であつても、申込人員が定員に達した場合は、受付を締め切る。

ア 法第二条第一項第一号に規定する警備業務
平成十九年六月十八日（月）及び同月十九日（火）の午前九時から午後五時まで

イ 法第二条第一項第二号に規定する警備業務
平成十九年八月二十日（月）及び同月二十一日（火）の午前九時から午後五時まで

ウ 法第二条第一項第三号に規定する警備業務

平成十九年十月九日（火）及び同月十日（水）の午前九時から午後五時まで

2 受講申込手続

1 の事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次に掲げる警備業務の区分により受講の申込みを行うこと。

(一) 受講申込受付期間

ア 法第二条第一項第一号に規定する警備業務
平成十九年六月二十日（水）から同月二十二日（金）までの午前九時から午後五時まで

イ 法第二条第一項第二号に規定する警備業務
平成十九年八月二十二日（水）から同月二十四日（金）までの午前九時から午後五時まで

ウ 法第二条第一項第三号に規定する警備業務
平成十九年十月十一日（木）及び同月十二日（金）までの午前九時から午後五時まで

(二) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 一通

イ 写真（申込前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 一枚

ウ 受講対象者のいずれかに該当することを疎明する次の書面

(1) 三 一に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(2) 三 二に該当する者
一級検定に係る合格証明書の写し

(3) 三 三に該当する者
二級検定に係る合格証明書の写し及び二級検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(4) 三 四に該当する者
旧一級検定に係る合格証の写し

(5) 三 五に該当する者
旧二級検定に係る合格証の写し及び旧二級検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

工 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状
受講手数料

(三) 次に掲げる警備業務の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に、山梨県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

ア 法第二条第一項第一号に規定する警備業務 四万七千円

イ 法第二条第一項第二号に規定する警備業務 三万八千円

ウ 法第二条第一項第三号に規定する警備業務 三万八千円

(四) 受講申込書等の提出先

(二)に掲げる書類を申込人の住所地を管轄する警察署(他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署)に提出し、受理番号を申告すること。
ただし、郵送による申込みは受け付けない。

五 講習の委託

講習は、社団法人山梨県警備業協会(所在地 甲府市宝一丁目二番二〇号)に委託して行う。

六 修了証明書の交付

講習最終日に筆記の方法により修了考査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

七 その他

1 講習初日は、午前八時三十分から午前八時五十分までに受付を済ませること。

2 受講者は受講に当たり、筆記用具を持参すること。

3 講習についての質疑は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇五五二三五 二二二一内線三〇二二)に問い合わせること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番